

湛水管理の 実施を徹底!

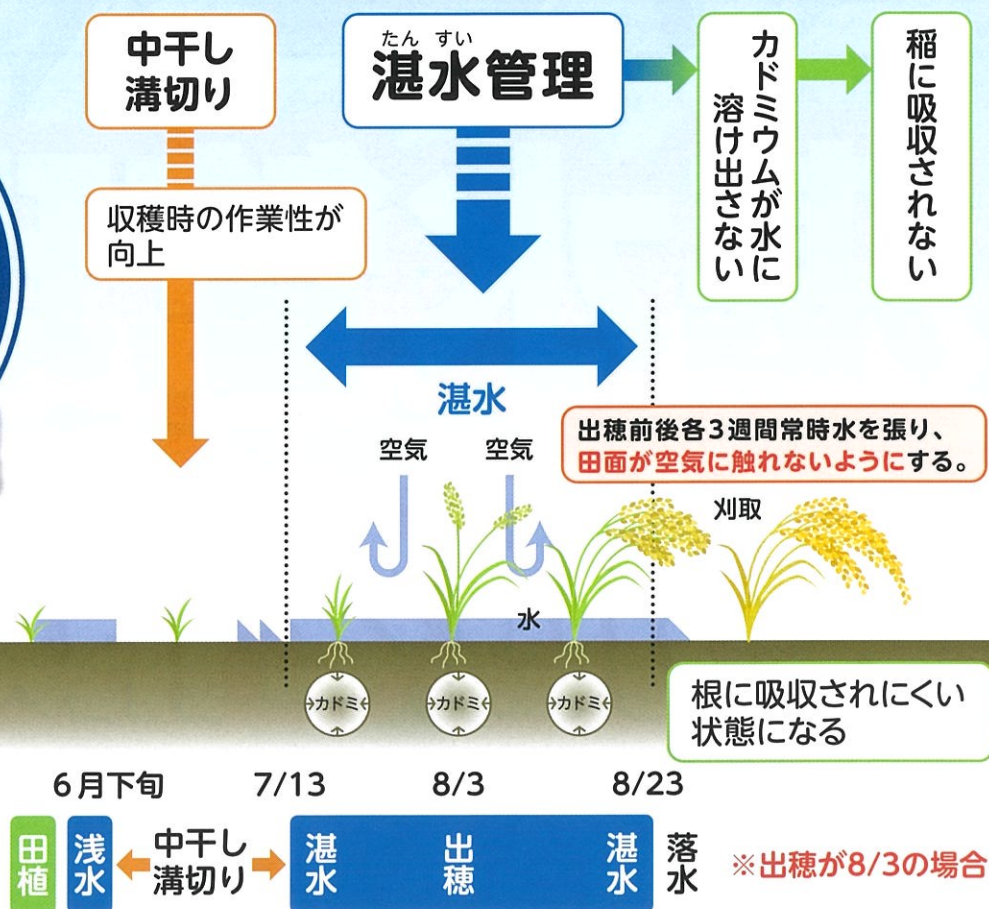
カドミウムを稲に吸収させないために、
湛水管理は最も効果のある対策です。

7月中旬～8月下旬は湛水管理を必ず実施しましょう。

カドミウム濃度が**0.4ppm**を超える米を流通させると**食品衛生法違反**となります。汚染米を生産しないように水管理を徹底しましょう。

また、お米を消費者へ直接販売している方は、確実にカドミウム濃度を分析し、安全な米を販売してください。

カドミウムを 吸収させない 方法は？ 湛水管理



湛水管理のポイント

- 6月下旬から「中干し」を開始！ その際、強い中干しは避ける！
- ぬかりやすく、水はけが悪い水田では、中干しの際に「溝切り」を実施する！
- 「出穂前後各3週間」は常時水を張り、田面に空気を触れさせない！ 完全落水は遅めにする！

～汚染米が発生すると～

基準値を超えた米は、**湛水管理の実施を条件**として、県が買入処理を行います。ただし、同一生産者において、汚染米が連続発生した場合、**県の買入価格が減額**となります。

◎ 2年連続発生 …… 通常買入価格の 1 / 2 の価格

◎ 3年以上連続発生 …… 通常買入価格の 1 / 3 の価格

(例) 通常買入価格が、6,000円/30kgの場合 2年連続発生 …… 3,000円/30kg
3年連続発生 …… 2,000円/30kg

※出荷の際は、一団のほ場別に、**150袋 (30kg) 以下で出荷**しましょう。

この印刷物は39,000部作成し、作成経費は1部当たり2.23円です。 令和6年5月作成

(お問い合わせ先) 秋田県農林水産部水田総合利用課・地域振興局農林部・市町村・JAへ

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。